

「さくらねこ無料不妊手術事業」のチケット申請における、団体枠の登録対象者および遵守事項は下記となります。どうぶつ基金の理念や動物愛護に関する考え方を十分にご理解・ご賛同いただき、以下のすべての内容をご確認・ご了承いただいたうえでお申し込みください。当基金は、登録対象者が団体枠への登録申込をしたことをもって、以下すべての項目に同意したものとみなします。

1. 団体枠の登録対象者は以下となります。
 - 団体枠 A = 【公益財団法人、公益社団法人、NPO 法人、認定 NPO 法人、一般財団法人、一般社団法人】のうち、どうぶつ基金の地域相談窓口として紹介されること、相談者に対応することに同意した方。
※地方公共団体が運営している施設（公園等）の管理を委託されている方（指定管理者）は行政枠でご登録下さい。
 - 団体枠 B = 学校法人、自治会連合会、自治会（チケット使用対象は管轄内の猫に限る）
2. 団体枠チケットは、上記の団体に与えられるものであり、チケットを使用できるのは申請団体に限られます。第三者への再配分、譲渡等は一切禁止です。ただし、第三者（相談者等）に猫の捕獲を依頼することは可能です。
3. 猫の運搬は、あらかじめ申告した猫運搬者（団体代表者を含めて3名まで登録可）に限ります。
4. 団体枠から多頭飼育救済の申請はできません。多頭飼育救済のためのチケット申請は行政枠のみになります。
5. チケットを使用できる猫は「TNR を目的とした飼い主不明猫」に限られます。飼い猫や保護猫、手術前に保護や譲渡、飼育することが決まっている猫にはチケットは使用できません。
【手術後、リターン前に保護や譲渡、飼育することになった場合】
速やかにどうぶつ基金事務局へお申し出ください。この場合、どうぶつ基金が協力病院に支払った手術費用をご返金いただきます。
【リターン後に保護や譲渡、飼育することになった場合】
速やかにどうぶつ基金事務局へご報告いただき、譲渡の際は、里親に対して不妊手術費用をどうぶつ基金が負担したことを明確にご説明ください（譲渡会等に出す場合は、来場者に明確にご説明ください）。譲渡に際して、不妊手術費用を名目とした金銭を受け取ることは禁止です。
いずれの場合も、上記のご報告なくチケットを使用した猫を保護・譲渡・飼育したことが判明した場合、チケット発行を停止する場合があります。
6. チケット使用時、協力病院にて身分証（運転免許証や保険証等）を提示してください。
7. どうぶつ基金のチケットを使用して TNR を行う場合、医療費等の実費、寄付金等、金銭のやり取りについては以下のとおりとします。

- ・ 協力病院が設定している必須項目（ノミ駆除薬、ワクチン、コンベニア。病院によって異なる）に限り、その TNR を依頼した当事者（以下、「TNR 依頼者」）から事前に書面による同意（資料 1 参照）を得た場合、それらの実費について受け取ることができます。この場合、協力病院が発行した TNR 依頼者あての領収書を TNR 依頼者に必ず渡してください。
 - ・ 上記の費用を受け取った場合、TNR 依頼者の同意書は必ず保管いただき、どうぶつ基金から要請があれば提示してください。
 - ・ 上記以外については、いかなる名目（チケットおよび必須項目に含まれない医療費、検査費用、交通費、捕獲等の手間賃、寄付金等）であっても金銭の受け取りは禁止です。
 - ・ 一般的な寄付やクラウドファンディング等、どうぶつ基金のチケットを使用する TNR と利害関係のない善意の第三者から寄付を募る場合は、①どうぶつ基金の無料不妊手術チケットを使用していること、②チケットを使用した TNR については不妊手術費用を全額どうぶつ基金が負担していること、③どうぶつ基金のさくらねこサポーターの寄付リンク (<https://www.doubutukikin.or.jp/contribution3>) の 3 点を必ず掲載してください。
8. 申請者が、どうぶつ基金の協力病院とチケットの使用に関して直接交渉（事前予約、医療費など）を行うことは認められません。
 9. どうぶつ基金のチケットを使用した活動について、団体 A のホームページ（ない場合は SNS 等でも可）には必ず以下の定型文をリンク付きで掲載してください。
 - ホームページ用定型文

青字部分に必ず「<https://www.doubutukikin.or.jp/kifu/>」へのリンクを付けてください（赤い部分は貴団体名に差し替えて使用してください。）ハイパーリンクは必須です。

『「**団体名**」は、殺処分ゼロを目指す公益財団法人どうぶつ基金の協働ボランティアです。どうぶつ基金が発行する「**さくらねこ TNR 無料不妊手術チケット**」を利用して TNR を行っており、チケットを使用して行った不妊手術費用については全額どうぶつ基金が負担します（or しました）。』
 - SNS（Facebook、Twitter、Instagram 等）用定型文

※チケットを使用した TNR および TNR を実施した猫の記事を公開する場合は、各記事に必ず定型文を掲載してください。

『どうぶつ基金の「さくらねこ TNR 無料不妊手術チケット」を利用して TNR を行いました。』
 10. 手術の対象となる猫は、耳先カットを行います。
 11. 住宅密集地で TNR 活動を行う場合、環境省が作成した「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」に沿った取り組みを行うよう努めます。
 12. チケットは有効期間を過ぎると無効になります。無効になったチケットは申請者が責任をもって破棄してください。

13. 希望通りの枚数のチケットが発行されない場合があることを理解し、異議を申し立てません。
14. 妊娠中の猫は墮胎します。墮胎手術が行われた場合、協力病院によっては墮胎費用が申請者負担となります。墮胎費用が申請者負担となる場合があることを了承し、協力病院から請求を受けた場合は墮胎費用を支払います。
15. チケット使用に際し、ワクチン接種、ノミダニ駆除薬投与、コンベニア投与を必須としている協力病院があります。これらの費用について申請者負担となる場合があることを了承し、協力病院から請求を受けた場合はこれらの費用を支払います。
16. 申請者は、手術の結果に対してどうぶつ基金および協力病院に異議を申し立てません。また、何人に対しても、手術の結果に対する損害賠償請求を行いません。
17. 本事業を説明・紹介する際には以下の言葉を使用し、必要なときは注釈を入れます。
 - さくらねこ：不妊手術済みで耳先を桜の花びらのようにVカット（さくら耳）した猫
 - さくら耳：不妊手術済みの印に耳先を桜の花びらのようにVカットした耳
 - さくらねこ TNR（TNR 先行型地域猫活動）：地域猫活動等において、まず TNR を先行して繁殖を制限しながら他の問題解決に対応する方法で、TNR 先行型地域猫活動とも呼ばれている
18. 本事業中に事故などが起こった場合、申請者が自己の責任においてこれを処理・対応し、どうぶつ基金や他の事業参加者に対してその責を問いません。
19. 申請者名や活動内容が公開されることに同意します。
20. 本事業に係る事後調査、アンケート等に応じます。
21. どうぶつ基金が実施するイベントや広報活動等に協力します。
22. 本同意事項に違反した、または違反しているとどうぶつ基金が判断した者に対して、チケット発行を停止する場合があります。
23. どうぶつ基金は、どうぶつ基金が必要と判断した場合に、本同意事項を変更することができます。本同意事項を変更する場合、事前に、本同意事項を変更する旨、変更後の同意事項の内容及び効力発生時期を適切な方法により利用者に周知します。
24. この制度は予告なく変更、終了する場合があります。

資料1 <記入例：赤字部分>

※ご利用の際は2枚目を印刷してください。

同意書

田中 さくら 様

私は、無料不妊手術チケットによるTNRについて、以下の必須項目の費用について事前に説明を受け、確認の上その支払いに同意します。

記

1. ワクチン費用 (不要 ・ 必要 1500円)
2. ノミ駆除費用 (不要 ・ 必要 1500円)
3. コンベニア ※抗生物質 不要 ・ 必要 円)

「不要」「必要」のいずれかに○をつけ、必要な場合は金額を記入します。

以上

同意書を取り付けた日付、TNR 依頼者の住所・氏名・捺印が必要です。
同意書を取り付けた日付が、手術実施日より後の場合は認められません。

2024年 11月 1日

住所：兵庫県芦屋市1-1-1

氏名：山田 さくら (印)

領収書をお渡しした際、TNR 依頼者にチェックを入れてもらってください。

私は上記費用の支払いについて、動物病院が発行した領収書を受け取りました。

同意書

様

私は、無料不妊手術チケットによる TNR について、以下の必須項目の費用について事前に説明を受け、確認の上その支払いに同意します。

記

1. ワクチン費用 (不要 ・ 必要 円)
2. ノミ駆除費用 (不要 ・ 必要 円)
3. コンベニア ※抗生物質 (不要 ・ 必要 円)

以上

年 月 日

住所：

氏名：

⑩

私は上記費用の支払いについて、動物病院が発行した領収書を受け取りました。